

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○公印を改刻しその使用を開始する  
件

五元

○平成二十二年小麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を定め  
た件

五元

○患畜又は疑似患畜の発見について

五元

届出があった件

五元

○土地改良区の解散を認可した件

五元

○土地改良法により換地処分をした  
件

五元

○福島県収入証紙の売りさばき人と  
して指定した件七件

五元

公 告

五元

○土地改良区の役員が就退任した旨  
届出があった件二件

五元

## 告 示

### 福島県告示第六百六号

公印を次のように改刻し、平成二十二年九月二十四日その使用を開始する。  
平成二十二年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
24の2	福島県現金取扱員印		福島県いわき地方振興局の福島県現金取扱員

### 福島県告示第六百七号

平成二十二年小麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。  
平成二十二年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

(文書法務課)

#### 一 原種の配付数量

種類	品種名	数量(単位 キログラム)
大麦	シュンライ	一〇〇
小麦	きぬあずま	三二〇
	ゆきちから	四〇〇
なたね	アサカノナタネ	六

#### 二 原種の配付価格

種類	単位	価格(消費税及び地方消費税を除く。)
大麦	一キログラム	一五七円
小麦	一キログラム	二〇六円
なたね	一キログラム	三〇〇円

(水田畑作課)

### 福島県告示第六百八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、  
家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
平成二十二年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	南会津郡	平成二十二年九月一四日	再検査

(畜産課)

### 福島県告示第六百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定により、国見町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十二年九月十七日認可した。

平成二十二年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第六百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年九月十三日木伏地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。  
平成二十二年九月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農地管理課)

(農村計画課)

福島県告示第六百一十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年八月三日次のとおり指定した。  
平成二十二年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
堀 謙治 伊達市保原町字九丁目九番地 平成二十二年一月一日から平成二十七年九月三〇日まで 伊達市保原町字九丁目九番地 同

高野 喜七 伊達市霊山町掛田字中町二番地 同

安齋商事合資会社 伊達郡川俣町字五百田一六番地の三 同

渡辺 泰雄 二本松市小浜字反町四一六番地 同

羽田 真一 福島市町庭坂字遠原三 四番地 同

佐々木 清 福島市瀬上町字東町一丁目一番六号 同

穴戸 美恵 福島市方木田字葉ノ木立二九番地の二 同

株式会社北部 伊達市片町二〇番地 同

日本自動車学校 伊達市原島九五番地 同

三木 文男 伊達市梁川町字本町六四番地 同

社団法人福島県交通安全協会 福島市町庭坂字大原一番地の一 同

有限会社プロ・セール 福島市成川字成田 同  
遠藤 清一郎 口一六番地の一二 同  
小野新町字仲町二 田村郡小野町大字 同  
五番地 小野新町字仲町二 同

(出納総務課)

福島県告示第六百一十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年八月九日次のとおり指定した。  
平成二十二年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
根本 兼利 岩瀬郡鏡石町成田 平成二十二年一月一日から平成二十七年九月三〇日まで 須賀川市志茂字六角 四九三番地 同

(出納総務課)

福島県告示第六百一十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年八月十一日次のとおり指定した。  
平成二十二年九月二十四日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
石川 眞奈美 福島市飯坂町平野 平成二十二年一月一日から平成二十七年九月三〇日まで 福島市飯坂町平野 字原東二四番地の二 同

長島 則夫 福島市方木田字永樋一四番八号 同

安藤 幸二郎 福島市渡利字柵町五九番地の二 同

湯野川 政弘 福島市立子山字笠松五四番地の一 同

有限会社保原自動車学校 伊達市保原町字泉町六五番地 同

(出納総務課)

福島県告示第六百一十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年八月二十七日次のとおり指定した。



同 監事 木村 佐太郎 同 市梁川町字桜岳四〇番地ハ  
 同 氏家 信好 同 市梁川町舟生字大犬山一四番地  
 同 原田 建夫 同 市梁川町新田字東前五一番地

就任した役員  
 住所  
 同 伊達市梁川町舟生字原町五〇番地  
 同 市梁川町字北新井一七六番地三

役別 氏名  
 理事 齋藤 剛一  
 萩原 征治  
 池田 誠  
 同 幕田 宗孝  
 同 遠藤 幸一  
 同 浦野 茂  
 同 古山 賢一  
 同 三浦 衛  
 同 齋藤 倉次郎  
 同 佐藤 富雄  
 同 中山 好孝  
 同 渡邊 哲雄  
 同 佐藤 清  
 同 三浦 正喜  
 同 原田 建夫  
 同 市梁川町白根字去遠四三番地  
 同 市梁川町新田字通一〇〇番地  
 同 市梁川町大関字笠石四五番地  
 同 市梁川町柳田字町ノ内六七番地  
 同 市梁川町字本町五一番地  
 同 市梁川町舟生字台一一番地  
 同 市梁川町新田字東前五一番地

(農村計画課)

公告第三百四十号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 平成二十二年九月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
 山都町土地改良区  
 退任した役員

役別 氏名  
 理事 吉田 昭一  
 平野 茂夫  
 同 真部 啓次  
 同 小峯 信男  
 同 正木 祐次  
 同 折笠 茂  
 同 遠藤 金美  
 同 田中 久義  
 住所  
 同 喜多方市山都町早稲谷字東原道下一五二三番地  
 同 市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一  
 同 市山都町小舟寺字上ノ原甲一八三九番地  
 同 市山都町蓬萊字風早六〇七五番地  
 同 市山都町小舟寺字中條乙五〇三番地の一  
 同 市山都町木幡字本村丁二六三七番地  
 同 市山都町相川字道目乙五五八番地  
 同 市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地

同 中島 春夫 同 市山都町字広野二四六六番地  
 同 奈須 亀男 同 市山都町一ノ木字廻戸乙一〇二番地  
 同 神田 康男 同 市山都町字大林三八九四番地の一  
 同 齋藤 勸一郎 同 市山都町小舟寺字下平甲一一二番地  
 同 大塚 正澄 同 市山都町朝倉字下川乙四七七番地  
 同 藤川 文市 同 市山都町三津合字瀬下五八四七番地の一〇  
 就任した役員  
 住所  
 理事 吉田 昭一 喜多方市山都町早稲谷字東原道下一五二三番地  
 平野 茂夫 市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一  
 同 真部 啓次 市山都町小舟寺字上ノ原甲一八三九番地  
 同 小峯 信男 市山都町蓬萊字風早六〇七五番地  
 同 正木 祐次 市山都町小舟寺字中條乙五〇三番地の一  
 同 折笠 茂 市山都町木幡字本村丁二六三七番地  
 同 遠藤 金美 市山都町相川字道目乙五五八番地  
 同 田中 久義 市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地  
 同 中島 春夫 市山都町字広野二四六六番地  
 同 奈須 亀男 市山都町一ノ木字廻戸乙一〇二番地  
 同 神田 康男 市山都町字大林三八九四番地の一  
 同 齋藤 勸一郎 市山都町小舟寺字下平甲一一二番地  
 同 大塚 正澄 市山都町朝倉字下川乙四七七番地  
 同 藤川 文市 市山都町三津合字瀬下五八四七番地の一〇

(農村計画課)